

東京都公報

発行 東京都

目 次

104

条 例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第百四十五号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を

次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「三十一万五千二百円」を「三十二万六千九百円」に
改める。

第二十一条第三項中「六千百円」を「六千三百円」に改める。

第二十四条第二項の表中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十」を「百分の七十一・二五」に、「百分の五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十」を「百分の六十一・二五」に改める。
第二十四条の二第二項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の五十八・七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第二を次のように改める。

●義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四六号）

一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六八号）の施行による公立の義務教育諸学校等の教

育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四六年法律第七七号）の改正に伴い、
教職調整額に係る率を四パーセントから一〇パーセントまで毎年一パーセントずつ引き上げます。

二 この条例は、令和八年一月一日から施行します。

別表第二(第7条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	203,700	241,600	296,600	318,600	375,300	416,300
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	377,400	418,400
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	379,500	420,400
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	381,600	422,400
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	383,700	424,400
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	385,700	426,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	387,600	428,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	389,400	430,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	391,200	432,100
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	393,000	434,100
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	394,900	436,000
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	396,800	437,900
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	398,700	439,800
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	400,500	441,700
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	402,300	443,600
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	404,200	445,500
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	406,100	447,400
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	407,900	449,300
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	409,800	451,200
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	411,600	453,100
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	413,400	455,000
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	415,300	456,900
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	417,100	458,800
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	418,900	460,700
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	420,700	462,500
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	422,500	464,400
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	424,300	466,300
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	426,100	468,200
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	427,900	470,000
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	429,700	471,900
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	431,500	473,800
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	433,300	475,700
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	435,100	477,500
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	436,900	479,300
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	438,700	481,100
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	440,400	482,900
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	442,100	484,700
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	443,900	486,400
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	445,600	488,100
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	447,300	489,800
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	449,000	491,500
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	450,700	493,200
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	452,400	494,900
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	454,100	496,500
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	455,700	498,100
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	457,400	499,700
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	459,100	501,400
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	460,800	503,000

49	269,100	320,300	377,700	404,000	462,400	504,600
50	270,000	321,700	379,200	405,500	464,000	506,300
51	270,900	323,000	380,700	407,000	465,600	507,900
52	271,700	324,300	382,200	408,500	467,100	509,500
53	272,500	325,600	383,600	410,000	468,600	511,000
54	273,400	327,000	385,000	411,400	470,000	512,600
55	274,200	328,300	386,500	412,800	471,400	514,200
56	275,000	329,600	387,900	414,200	472,800	515,700
57	275,800	330,900	389,300	415,600	474,200	517,100
58	276,600	332,300	390,600	416,900	475,500	518,300
59	277,400	333,600	391,900	418,200	476,800	519,400
60	278,200	334,900	393,200	419,500	478,100	520,500
61	279,000	336,200	394,400	420,700	479,400	521,600
62	279,800	337,500	395,500	421,900	480,600	522,500
63	280,600	338,800	396,500	423,200	481,700	523,400
64	281,400	340,000	397,500	424,400	482,700	524,100
65	282,100	341,200	398,400	425,600	483,700	524,800
66	282,900	342,400	399,300	426,800	484,600	525,500
67	283,700	343,600	400,100	428,000	485,500	526,200
68	284,400	344,800	400,900	429,200	486,300	526,800
69	285,100	345,900	401,600	430,300	487,100	527,400
70	285,900	347,000	402,400	431,400	488,000	528,000
71	286,600	348,100	403,100	432,500	488,800	528,600
72	287,300	349,100	403,800	433,600	489,500	529,100
73	288,000	350,100	404,400	434,700	490,200	529,600
74	288,800	351,100	405,000	435,700	490,800	530,100
75	289,500	352,100	405,500	436,700	491,400	530,600
76	290,200	353,100	406,000	437,700	491,900	531,100
77	290,900	354,000	406,400	438,600	492,400	531,600
78	291,600	354,900	406,900	439,500	492,900	532,100
79	292,300	355,800	407,300	440,400	493,400	532,600
80	293,000	356,700	407,700	441,300	493,900	533,100
81	293,700	357,500	408,100	442,100	494,400	533,600
82	294,400	358,300	408,600	442,900	494,900	534,100
83	295,100	359,000	409,000	443,700	495,400	534,600
84	295,800	359,700	409,400	444,400	495,900	535,100
85	296,400	360,400	409,700	445,000	496,400	535,600
86	297,100	361,100	410,100	445,500	496,900	
87	297,800	361,700	410,500	445,900	497,400	
88	298,400	362,200	410,900	446,300	497,900	
89	299,000	362,700	411,300	446,700	498,400	
90	299,700	363,200	411,700	447,200	498,900	
91	300,300	363,800	412,100	447,600	499,400	
92	300,900	364,300	412,500	448,000	499,900	
93	301,500	364,800	412,900	448,300	500,400	
94	302,100	365,300	413,300	448,700	500,900	
95	302,700	365,800	413,700	449,100	501,400	
96	303,300	366,300	414,100	449,500	501,900	
97	303,900	366,800	414,500	449,900	502,400	
98	304,600	367,300	414,900	450,300	502,900	
99	305,200	367,800	415,300	450,700	503,400	
100	305,700	368,200	415,700	451,100	503,900	
101	306,200	368,600	416,100	451,500	504,400	
102	306,900	369,100	416,500	451,900		
103	307,500	369,500	416,900	452,300		
104	308,000	369,900	417,300	452,700		

105	308,500	370,300	417,700	453,100		
106	309,000	370,700	418,100	453,500		
107	309,600	371,100	418,500	453,900		
108	310,100	371,500	418,900	454,300		
109	310,600	371,800	419,200	454,700		
110	311,100	372,200	419,600	455,100		
111	311,600	372,500	419,900	455,500		
112	312,100	372,800	420,300	455,900		
113	312,600	373,100	420,700	456,300		
114	313,100	373,500	421,100	456,700		
115	313,600	373,800	421,500	457,100		
116	314,000	374,100	421,900	457,500		
117	314,400	374,400	422,200	457,900		
118	314,900	374,800	422,600	458,300		
119	315,300	375,100	422,900	458,700		
120	315,700	375,400	423,300	459,100		
121	316,100	375,700	423,700	459,500		
122	316,500	376,100	424,100	459,900		
123	316,900	376,400	424,400	460,300		
124	317,300	376,700	424,800	460,700		
125	317,600	377,000	425,200	461,100		
126	318,000	377,400	425,600	461,500		
127	318,300	377,700	426,000	461,900		
128	318,600	378,000	426,400	462,300		
129	318,900	378,300	426,700	462,700		
130	319,300	378,700	427,100	463,100		
131	319,600	379,000	427,500	463,500		
132	319,900	379,300	427,900	463,900		
133	320,200	379,600	428,200	464,300		
134	320,500	380,000	428,600			
135	320,900	380,300	429,000			
136	321,200	380,600	429,400			
137	321,500	380,900	429,700			
138	321,900	381,300	430,100			
139	322,200	381,600	430,500			
140	322,500	381,900	430,800			
141	322,800	382,200	431,100			
142	323,200	382,500	431,500			
143	323,500	382,800	431,900			
144	323,800	383,100	432,200			
145	324,100	383,400	432,500			
146	324,500	383,700	432,900			
147	324,800	384,000	433,300			
148	325,100	384,300	433,600			
149	325,400	384,600	433,900			
150	325,800	384,900				
151	326,100	385,200				
152	326,400	385,500				
153	326,700	385,800				
154	327,000	386,100				
155	327,300	386,400				
156	327,600	386,700				
157	327,900	387,000				
158	328,200	387,300				
159	328,500	387,600				
160	328,800	387,900				

第一条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第二項中「八千五百七十円」を「一万一千五百七十円」に、「応じて」を「応じ、校務類型（教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

付則に次の二項を加える。

18 別表第二の備考の規定の適用については、同備考中「24,800円」とあるのは、令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「4,100円」と、令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「8,300円」と、令和十年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「12,400円」と、令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「16,500円」と、令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間は「20,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第二に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項第一号中「使用料を含む。次号」を「使用料を含む。以下の」の条に改め、同条第二項を次のように改める。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。この場合において、第一号又は第一号に掲げる職員のうち、第三号又は第四号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号又は第四号に掲げる額の合計額とする。

一 前項第一号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃を支払っているもの 三

万円

二 前項第一号に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの 一万五千円

三 前項第二号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃を支払っているもの 一万五千円

	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300

四 前項第二号に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの 七千五百円

第十四条第三項第二号中「別表第三に掲げる」を「人事委員会が定める」に改め、「区分及び」の下に「七万八千九百円を超えない範囲内で」を加え、「同表に」を「人事委員会が」に改め、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「額及び」を「額、」に、「をそれぞれ」を「及び前項第一号に定める額をそれぞれ」に、「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、人事委員会が定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会の定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。）を利用して、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会が定める額に支給月数を乗じて得た額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前三項の規定による額
第十六条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十四条の二第二項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難い特別の事情があるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の合計額の範囲内とすることができる。
別表第二を次のように改める。

別表第二(第7条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	203,700	241,600	296,600	318,600	442,100	455,000
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	443,900	456,900
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	445,600	458,800
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	447,300	460,700
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	449,000	462,500
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	450,700	464,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	452,400	466,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	454,100	468,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	455,700	470,000
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	457,400	471,900
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	459,100	473,800
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	460,800	475,700
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	462,400	477,500
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	464,000	479,300
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	465,600	481,100
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	467,100	482,900
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	468,600	484,700
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	470,000	486,400
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	471,400	488,100
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	472,800	489,800
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	474,200	491,500
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	475,500	493,200
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	476,800	494,900
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	478,100	496,500
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	479,400	498,100
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	480,600	499,700
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	481,700	501,400
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	482,700	503,000
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	483,700	504,600
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	484,600	506,300
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	485,500	507,900
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	486,300	509,500
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	487,100	511,000
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	488,000	512,600
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	488,800	514,200
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	489,500	515,700
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	490,200	517,100
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	490,800	518,300
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	491,400	519,400
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	491,900	520,500
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	492,400	521,600
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	492,900	522,500
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	493,400	523,400
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	493,900	524,100
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	494,400	524,800
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	494,900	525,500
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	495,400	526,200
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	495,900	526,800

49	269,100	320,300	377,700	404,000	496,400	527,400
50	270,000	321,700	379,200	405,500	496,900	528,000
51	270,900	323,000	380,700	407,000	497,400	528,600
52	271,700	324,300	382,200	408,500	497,900	529,100
53	272,500	325,600	383,600	410,000	498,400	529,600
54	273,400	327,000	385,000	411,400	498,900	530,100
55	274,200	328,300	386,500	412,800	499,400	530,600
56	275,000	329,600	387,900	414,200	499,900	531,100
57	275,800	330,900	389,300	415,600	500,400	531,600
58	276,600	332,300	390,600	416,900	500,900	532,100
59	277,400	333,600	391,900	418,200	501,400	532,600
60	278,200	334,900	393,200	419,500	501,900	533,100
61	279,000	336,200	394,400	420,700	502,400	533,600
62	279,800	337,500	395,500	421,900	502,900	534,100
63	280,600	338,800	396,500	423,200	503,400	534,600
64	281,400	340,000	397,500	424,400	503,900	535,100
65	282,100	341,200	398,400	425,600	504,400	535,600
66	282,900	342,400	399,300	426,800		
67	283,700	343,600	400,100	428,000		
68	284,400	344,800	400,900	429,200		
69	285,100	345,900	401,600	430,300		
70	285,900	347,000	402,400	431,400		
71	286,600	348,100	403,100	432,500		
72	287,300	349,100	403,800	433,600		
73	288,000	350,100	404,400	434,700		
74	288,800	351,100	405,000	435,700		
75	289,500	352,100	405,500	436,700		
76	290,200	353,100	406,000	437,700		
77	290,900	354,000	406,400	438,600		
78	291,600	354,900	406,900	439,500		
79	292,300	355,800	407,300	440,400		
80	293,000	356,700	407,700	441,300		
81	293,700	357,500	408,100	442,100		
82	294,400	358,300	408,600	442,900		
83	295,100	359,000	409,000	443,700		
84	295,800	359,700	409,400	444,400		
85	296,400	360,400	409,700	445,000		
86	297,100	361,100	410,100	445,500		
87	297,800	361,700	410,500	445,900		
88	298,400	362,200	410,900	446,300		
89	299,000	362,700	411,300	446,700		
90	299,700	363,200	411,700	447,200		
91	300,300	363,800	412,100	447,600		
92	300,900	364,300	412,500	448,000		
93	301,500	364,800	412,900	448,300		
94	302,100	365,300	413,300	448,700		
95	302,700	365,800	413,700	449,100		
96	303,300	366,300	414,100	449,500		
97	303,900	366,800	414,500	449,900		
98	304,600	367,300	414,900	450,300		
99	305,200	367,800	415,300	450,700		
100	305,700	368,200	415,700	451,100		
101	306,200	368,600	416,100	451,500		
102	306,900	369,100	416,500	451,900		
103	307,500	369,500	416,900	452,300		
104	308,000	369,900	417,300	452,700		

105	308,500	370,300	417,700	453,100
106	309,000	370,700	418,100	453,500
107	309,600	371,100	418,500	453,900
108	310,100	371,500	418,900	454,300
109	310,600	371,800	419,200	454,700
110	311,100	372,200	419,600	455,100
111	311,600	372,500	419,900	455,500
112	312,100	372,800	420,300	455,900
113	312,600	373,100	420,700	456,300
114	313,100	373,500	421,100	456,700
115	313,600	373,800	421,500	457,100
116	314,000	374,100	421,900	457,500
117	314,400	374,400	422,200	457,900
118	314,900	374,800	422,600	458,300
119	315,300	375,100	422,900	458,700
120	315,700	375,400	423,300	459,100
121	316,100	375,700	423,700	459,500
122	316,500	376,100	424,100	459,900
123	316,900	376,400	424,400	460,300
124	317,300	376,700	424,800	460,700
125	317,600	377,000	425,200	461,100
126	318,000	377,400	425,600	461,500
127	318,300	377,700	426,000	461,900
128	318,600	378,000	426,400	462,300
129	318,900	378,300	426,700	462,700
130	319,300	378,700	427,100	463,100
131	319,600	379,000	427,500	463,500
132	319,900	379,300	427,900	463,900
133	320,200	379,600	428,200	464,300
134	320,500	380,000	428,600	
135	320,900	380,300	429,000	
136	321,200	380,600	429,400	
137	321,500	380,900	429,700	
138	321,900	381,300	430,100	
139	322,200	381,600	430,500	
140	322,500	381,900	430,800	
141	322,800	382,200	431,100	
142	323,200	382,500	431,500	
143	323,500	382,800	431,900	
144	323,800	383,100	432,200	
145	324,100	383,400	432,500	
146	324,500	383,700	432,900	
147	324,800	384,000	433,300	
148	325,100	384,300	433,600	
149	325,400	384,600	433,900	
150	325,800	384,900		
151	326,100	385,200		
152	326,400	385,500		
153	326,700	385,800		
154	327,000	386,100		
155	327,300	386,400		
156	327,600	386,700		
157	327,900	387,000		
158	328,200	387,300		
159	328,500	387,600		
160	328,800	387,900		

161	329,100	388,200				
162	329,400	388,500				
163	329,700	388,800				
164	330,000	389,100				
165	330,300	389,400				
166	330,600	389,700				
167	330,900	390,000				
168	331,200	390,300				
169	331,500	390,600				
170		390,900				
171		391,200				
172		391,500				
173		391,800				
174		392,100				
175		392,400				
176		392,700				
177		393,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三を削る。
附 則
 (施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年一月一日から、第三条及び附則第三条の規定は同年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定（第二十一条第三項、第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項の規定を除く。）は令和七年四月一日から、第一条による改正後の条例第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項並びに附則第六条及び第七条の規定は同年十二月一日から適用する。

2 第一条による改正後の条例第二十二条第三項の規定は、令和七年四月一日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。

(号給の切替え)

第三条 令和八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において、第三条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例別表第二に掲げる教育職給料表の五級又は六級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表新号給欄に定める号給とする。

2 切替日における第三条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第七条第一項第三号に掲げる事務職員給料表及び同項第四号イに掲げる技術職員給料表（一）の適用を受ける職員に係る号給の切替えについては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第百三十二号）附則第三条及び附則別表の規定を準用する。この場合において、同条例附則第三条中「職員の給与に関する条例」とあるのは「学校職員の給与に関する条例」と、「別表第一イに掲げる行政職給料表（一）の四級、別表第二に掲げる公安職給料表の六級若しくは七級、別表第五イに掲げる医療職給料表（一）の二級若しくは三級、同表ロに掲げる医療職給料表（二）の四級又は同表ハに掲

げる医療職給料表(三)の四級」とあるのは「第七条第一項第三号及び第四号イにおいて準用する職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表(一)の四級」と読み替えるものとする。
 （令和七年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

第四条 令和七年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、東京都教育委員会

（以下「教育委員会」という。）が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第五条 施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整

（施行日から令和八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（期末手当に関する特例措置）

第六条 令和七年十二月に支給する期末手当に係る第一条による改正後の条例第二十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百二十七・五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の百七・五」と、「同項」とあるのは「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第百四十五号）附則第六条の規定により読み替えて適用される同項」と、「百分の七十一・二五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

第七条 令和七年十二月に支給する勤勉手当に係る第一条による改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百三十八・七五」とあるのは「百分の百四十」と、同項第二号中「百分の五十八・七五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十八・七五」とあるのは「百分の七十」とする。

（給与の内払）

第八条 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて令和七年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附則別表(附則第3条関係)

職員の号給の切替表

教育職給料表の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
	新号給	
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	2
23	1	3
24	1	4
25	1	5
26	1	6
27	1	7
28	1	8
29	1	9
30	1	10
31	1	11
32	1	12
33	1	13
34	1	14
35	1	15
36	1	16
37	1	17
38	2	18
39	3	19
40	4	20
41	5	21
42	6	22
43	7	23
44	8	24
45	9	25
46	10	26
47	11	27
48	12	28
49	13	29
50	14	30
51	15	31
52	16	32

53	17	33
54	18	34
55	19	35
56	20	36
57	21	37
58	22	38
59	23	39
60	24	40
61	25	41
62	26	42
63	27	43
64	28	44
65	29	45
66	30	46
67	31	47
68	32	48
69	33	49
70	34	50
71	35	51
72	36	52
73	37	53
74	38	54
75	39	55
76	40	56
77	41	57
78	42	58
79	43	59
80	44	60
81	45	61
82	46	62
83	47	63
84	48	64
85	49	65
86	50	
87	51	
88	52	
89	53	
90	54	
91	55	
92	56	
93	57	
94	58	
95	59	
96	60	
97	61	
98	62	
99	63	
100	64	
101	65	

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第百四十六号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和四十七年東京都条例第十二号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ある者」の下に「(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第四項において同じ。)を除く。)」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第二項中「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第四項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の二項を加える。

7 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

1 この条例は、令和八年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

2

施行日前に教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第四項の認定を受けっていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額並びに学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)第十七条の規定による超過勤務手当及び同条例第十八条の規定による休日給の支給については、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 五〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクルして作成されました。

FSC® C006270